

合議決裁制度

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会の活動に関して、執行方針の決定に基づき業務を処理するに当たり、決裁者の採決を受けるべき基準及びその手続き等を定め円滑なる組織運営をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 合議とは、業務執行に関する金銭及び文書について、起案者がこの規定に定める手続きにより原則として代表に対して決裁（採用するかしないかを定めること）を求めることをいう。

(合議の種類)

第3条 合議決裁事項は、次の通りをいう。

(1) 金銭合議

金銭の決裁に関する事項

(2) 文書合議

(1) 以外の事項の合議（契約書、通知、通達、請求書、提案書等）

(合議の分類)

第4条 金銭に関する合議事項は、所定の様式に基づき次の基準により発議する。

(1) 10万円以上20万円未満の案件については、理事長・専務理事の決裁を求める。

(2) 5万円以上10万円未満の案件については、専務理事の決裁を求める。

2. 5万円未満の案件については、本会の定めた承認印のある書式に基づいた取り扱いとする。

3. 20万円以上の案件については、理事会の承認事項とする。

(事前合議)

第5条 合議は、すべて事前に手続きをとらねばならない。ただし、緊急の場合で手続きが事後になるときは、略式の文書により専務理事の事前承認を得なければならない。

(優先審議)

第6条 合議決裁権者は、合議書を他の文書に対し常に優先して取り扱い遅滞なく処理しなければならない。

第2章 合議の受付

(起案責任者)

第7条 合議の起案は、合議事項の担当者がこれを行う。

(共同合議の禁止)

第8条 合議の内容が2以上の担当者（部門等）に不可分に関係している場合であっても共同会議は行わず、最も関係の深い部署において起案する。

（合議決裁書）

第9条 合議決裁書は、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 合議申請年月日
- (2) 起案責任者名
- (3) 合議件名
- (4) 合議事項の説明（内容、理由、実施効果）
- (5) 合議事項の予算関係
- (6) 決裁権者印欄

（提出先）

第10条 合議決裁書は、専務理事に提出する。

（受理手続き）

第11条 専務理事は、合議決裁書の提出を受けたときは速やかに記載内容を点検し、所定の要件を満たしているときはこれを受理する。

2. 専務理事は、合議決裁書に不備または疑義ある場合は合議決裁書を返還して、不備を補正した上で受理しなければならない。

（回付手続き）

第12条 専務理事は、受理を決定した合議決裁書に受理年月日、受理番号を記入し所定の審議先に回付する。

第3章 合議審査

（関係回議者の審査）

第13条 関係回議者は、合議決裁書を受けたときは速やかに審査し、次の手続きをとらなければならない。

- (1) 原案に対して同意の時は、その旨を明らかにするため所定欄に日時を記し、捺印をする。
- (2) 原案に対して疑義あるいは意見のあるときは、意見書を添えてその問題点を記入する。

（調整）

第14条 前条(2)項の場合は、審査終了後専務理事が調整のため起案責任者・関係回議者と打合せを行わなければならない。

（取り下げ）

第15条 調整が不調に終わった場合、もしくは調整の結果合議決裁書の重要な記載事項を変更する場合は、その合議決裁書を取り下げなければならない。

（合議の種別）

第16条 合議の種別は次の通りとする。

- (1) 可決

(2) 保留

(3) 否決（取り下げ）

（可決の効力）

第 17 条 可決された合議事項は、特に定められた場合の他、決裁権者から可決事項の遂行を命ぜられたものとする。

（保留の効力）

第 18 条 否決された合議事項は、決裁権者から起案された事項を現在必要ないものとみなされ、取り下げられたものとする。

（決裁後の合議決裁書の取り扱い）

第 19 条 専務理事は、決裁が終了した合議決裁書は次のように処理する。

(1) 可決合議決裁書

合議決裁書に可決年月日を記入し、正本を事務局で保管する。

(2) 保留合議決裁書

合議決裁書に保留年月日を記入し、正本を起案責任者に返却し副本を事務局で 3 ヶ月保管する。

(3) 否決合議決裁書

合議決裁書に否決年月日を記入し、正本を起案責任者に返却する。

（失効）

第 20 条 可決事項が正当な理由なく実行されず決裁日から 1 ヶ月経過したときは、その効力を失う。ただしこの場合、可決合議の実施責任者はその理由を専務理事に報告し効力を延期することができる。

（実施報告）

第 21 条 可決合議の実施・終了報告は、理事会に報告しなければならない。

第 4 章 雑則

（付則）

第 22 条 本規定の改廃は、理事会において行う。

1997年11月20日 制定
2006年 3月28日 改定
2011年12月21日 改定
2019年6月25日 改定